

定 款

株式会社オプティマスグループ

平成 2 7 年 1 月 9 日 設立

最終改訂 令和 5 年 3 月 2 日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社オプティマスグループと称し、英文では OPTIMUS GROUP COMPANY LIMITED と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 子会社の経営管理に関する業務
2. 前号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6, 0 0 0 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に規定する株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、9名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は4名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。
- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第19条 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役1名以上を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。

- 2 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第26条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。

(監査等委員会の決議)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人の選任決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 剰余金の配当が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 8 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上